

議案第20号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る規定の施行に伴い、同基準への適合性の検査に係る事務の手数料に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年羽曳野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中54の項を55の項とし、同表53の項中「附表8」を「附表9」に改め、同項を同表54の項とし、同表中52の項を53の項とし、同表51の項中「附表7の2」を「附表8の2」に改め、同項を同表52の項とし、同表50の項中「附表7の1」を「附表8の1」に改め、同項を同表51の項とし、同表49の項中「附表6の2」を「附表7の2」に改め、同項を同表50の項とし、同表48の項中「附表6の1」を「附表7の1」に改め、同項を同表49の項とし、同表47の項中「附表5」を「附表6」に改め、同項を同表48の項とし、同表中43の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、同表42の項中「44の項」を「45の項」に改め、同項を同表43の項とし、同表中41の項を42の項とし、同表中40の項を41の項とし、同表39の項中「41の項」を「42の項」に改め、同項を同表40の項とし、同表中5の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、同表4の項中「附表4」を「附表5」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次の1項を加える。

4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)	附表3に掲げる額に 附表4に掲げる額を 加えた額
---	--	--------------------------------

別表備考2中「38の項から45の項」を「39の項から46の項」に、「42の項から44の項」を「43の項から45の項」に改める。

別表附表1備考4中「附表6の1」を「附表7の1」に改める。

別表中附表 4 から附表 8 までを 1 表ずつ繰り下げる。

別表附表 3 中「附表 6 の 2」を「附表 7 の 2」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

附表 4

省エネ基準適合性判定に係る完了検査等手数料表

床面積の合計	金額
2,000 平方メートル未満のもの	112,800 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	181,300 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	235,400 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	282,500 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
50,000 平方メートル以上のもの	428,100 円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 55 条第 1 項又は建築物省エネ法第 31 条第 1 項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネ法第 12 条第 6 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
項	区分	金額	項	区分	金額
1～3	省略		1～3	省略	
<u>4</u>	<u>法第7条第1項の規定による完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)</u>	<u>附表3に掲げる額に</u> <u>附表4に掲げる額を</u> <u>加えた額</u>			
<u>5</u>	<u>法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請(以下「中間検査の申請」という。)又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知</u>	<u>附表5に掲げる額</u>	<u>4</u>	<u>法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請(以下「中間検査の申請」という。)又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知</u>	<u>附表4に掲げる額</u>
<u>6</u>	省略		<u>5</u>	省略	
<u>7</u>	省略		<u>6</u>	省略	
<u>8</u>	省略		<u>7</u>	省略	
<u>9</u>	省略		<u>8</u>	省略	
<u>10</u>	省略		<u>9</u>	省略	
<u>11</u>	省略		<u>10</u>	省略	
<u>12</u>	省略		<u>11</u>	省略	
<u>13</u>	省略		<u>12</u>	省略	
<u>14</u>	省略		<u>13</u>	省略	
<u>15</u>	省略		<u>14</u>	省略	
<u>16</u>	省略		<u>15</u>	省略	

<u>17</u>	省略				
<u>18</u>	省略				
<u>19</u>	省略				
<u>20</u>	省略				
<u>21</u>	省略				
<u>22</u>	省略				
<u>23</u>	省略				
<u>24</u>	省略				
<u>25</u>	省略				
<u>26</u>	省略				
<u>27</u>	省略				
<u>28</u>	省略				
<u>29</u>	省略				
<u>30</u>	省略				
<u>31</u>	省略				
<u>32</u>	省略				
<u>33</u>	省略				
<u>34</u>	省略				
<u>35</u>	省略				
<u>36</u>	省略				
<u>37</u>	省略				
<u>38</u>	省略				
<u>39</u>	省略				
<u>40</u>	法第 86 条第 2 項の規定による認定の申請	建築物(既存の建築物を除く。以下この項及び 42 の項において同じ。)の数が 1 である場合	78,000 円		
		省略			
<u>41</u>	省略				
<u>42</u>	省略				

<u>16</u>	省略				
<u>17</u>	省略				
<u>18</u>	省略				
<u>19</u>	省略				
<u>20</u>	省略				
<u>21</u>	省略				
<u>22</u>	省略				
<u>23</u>	省略				
<u>24</u>	省略				
<u>25</u>	省略				
<u>26</u>	省略				
<u>27</u>	省略				
<u>28</u>	省略				
<u>29</u>	省略				
<u>30</u>	省略				
<u>31</u>	省略				
<u>32</u>	省略				
<u>33</u>	省略				
<u>34</u>	省略				
<u>35</u>	省略				
<u>36</u>	省略				
<u>37</u>	省略				
<u>38</u>	省略				
<u>39</u>	法第 86 条第 2 項の規定による認定の申請	建築物(既存の建築物を除く。以下この項及び 41 の項において同じ。)の数が 1 である場合	78,000 円		
		省略			
<u>40</u>	省略				
<u>41</u>	省略				

<u>43</u>	法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項、次項及び <u>45</u> の項において同じ。)の数が 1 である場合 省略	78,000 円
<u>44</u>	省略		
<u>45</u>	省略		
<u>46</u>	省略		
<u>47</u>	省略		
<u>48</u>	法第 86 条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定による認定の申請		附表 6 に掲げる額
<u>49</u>	法第 87 条の 2 において準用する確認の申請又は計画の通知		附表 7 の 1 に掲げる額
<u>50</u>	法第 87 条の 2 において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知		附表 7 の 2 に掲げる額
<u>51</u>	法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する確認の申請又は計画の通知		附表 8 の 1 に掲げる額
<u>52</u>	法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知		附表 8 の 2 に掲げる額
<u>53</u>	省略		
<u>54</u>	建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定の申請		附表 9 に掲げる額
<u>55</u>	省略		

備考

- 1 省略
- 2 39 の項から 46 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、43 の項から 45 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

<u>42</u>	法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項、次項及び <u>44</u> の項において同じ。)の数が 1 である場合 省略	78,000 円
<u>43</u>	省略		
<u>44</u>	省略		
<u>45</u>	省略		
<u>46</u>	省略		
<u>47</u>	法第 86 条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定による認定の申請		附表 5 に掲げる額
<u>48</u>	法第 87 条の 2 において準用する確認の申請又は計画の通知		附表 6 の 1 に掲げる額
<u>49</u>	法第 87 条の 2 において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知		附表 6 の 2 に掲げる額
<u>50</u>	法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する確認の申請又は計画の通知		附表 7 の 1 に掲げる額
<u>51</u>	法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知		附表 7 の 2 に掲げる額
<u>52</u>	省略		
<u>53</u>	建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定の申請		附表 8 に掲げる額
<u>54</u>	省略		

備考

- 1 省略
- 2 38 の項から 45 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、42 の項から 44 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

附表 1
 確認申請等手数料表 省略
 備考
 1～3 省略
 4 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 7 の 1に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表 2 省略

附表 3

完了検査申請等手数料表

1 省略

備考

1 省略

2 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 7 の 2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

2 省略

備考

1 省略

2 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 7 の 2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表 4

省エネ基準適合性判定に係る完了検査等手数料表

床面積の合計	金額
<u>2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>112,800 円</u>
<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>181,300 円</u>
<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>235,400 円</u>
<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>282,500 円</u>
<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500 円</u>
<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>428,100 円</u>

附表 1
 確認申請等手数料表 省略
 備考
 1～3 省略
 4 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 6 の 1に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表 2 省略

附表 3

完了検査申請等手数料表 省略

1 省略

備考

1 省略

2 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 6 の 2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

2 省略

備考

1 省略

2 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 6 の 2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。)において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 55 条第 1 項又は建築物省エネ法第 31 条第 1 項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネ法第 12 条第 6 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

附表 5 省略

附表 6 省略

附表 7 省略

附表 8 省略

附表 9 省略

附表 4 省略

附表 5 省略

附表 6 省略

附表 7 省略

附表 8 省略